

第6章 環境負荷の少ない地域づくり

いつでも誰でも、環境の状況や推移、先端的な環境の知識など必要な環境情報を得ることができる社会、環境に関し安心して暮らせる社会、各主体が自主的によりよい環境を実現する取組を行うことが当たり前になる社会に向けたしくみづくりを推進します。

第1節 環境情報の充実と発信

大気や水質などの測定結果や環境保全の取組状況について、毎年環境白書を発行するとともに、インターネット等を用いて広く情報提供を行っています。特に光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）に関する事など、県民の関心がある情報・安全・安心に関する情報については、リアルタイムでの情報更新を行っています。

また、有明海に関する情報については、調査研究を推進するため、基礎的データ及び研究成果等のデータベース化に取り組んでいます。

1 化学物質環境実態調査

環境省を主体に昭和49年度から一般環境中における化学物質の残留状況を継続的に把握することを目的に、現在では初期環境調査（環境中での有無の調査）、詳細環境調査（環境中の残留状況を詳細に調査）及びモニタリング調査（難分解性、高蓄積性物質を定期的に調査）の調査体系で実施されています。本県では、大気は佐賀市、水質及び底質は伊万里湾において調査を実施しました。

2 日韓海峡沿岸環境技術交流事業

平成4年8月に開催された九州北部3県（福岡県、佐賀県、長崎県）と韓国南岸1市3道（釜山広域市、慶尚南道、全羅南道、済州特別自治道）の知事による「日韓海峡沿岸県市道知事交流会議」（日韓知事サミット）において、環境分野の共同交流事業の実施決定を受け、九州北部地域と韓国南岸地域が一体となって連携協力し、広域的かつ多様な環境保全技術・公害防止に関する共同事業を展開することにより、日韓両地域の友好と相互理解及び環境保全に資することを目的として、平成5年度から事業を実施しています。（平成12年度から山口県も参加）

日韓8県市道の先進的・有効的な環境分野の取組事例を8県市道で共有するとともに相互理解のより一層の促進を図るため、令和6年度は、各県市道の行政・研究機関が、環境政策・研究事例等の取組みについて紹介を行う発表会を実施しています。

表2-6-1 過去の調査概要

資料：有明海再生・環境課、環境センター

期間	名称	概要
平成7～9年度	酸性雨共同調査	日韓海峡沿岸域における酸性雨の実態を把握するため、日本側4地点、韓国側9地点で季節ごとの降雨を採取し、pHやイオン成分などを分析し、起源の比較などを行いました。
平成10～11年度	河川水質生物検定調査	河川形態、河川汚濁状況、工業形態、農業形態の異なる日韓の河川において、生物を用いた調査を実施して、水質評価の比較検討を行いました。
平成12～13年度	陸水及びその集水域の窒素流動調査	窒素肥料などが原因の窒素フラックスによる水質汚染の現状を把握するため、類似の植生と農業形態を持つ両国で共通した手法による調査・解析を行いました。
平成14～15年度	日韓都市間大気汚染度比較評価	体感的な大気汚染指標である視程（地表付近で水平方向に見通すことができる距離）により、海峡沿岸域の都市における大気汚染度を比較評価しました。
平成16～17年度	集水域の地質・植生が異なる河川水調査	河川や湖沼等の水質汚濁の主要な原因の1つとされる山林域に着目し、地質や植生が異なる日韓両地域の山林域において、窒素やリン等の汚濁物質の流出特性に関する基礎データを収集する調査を行いました。
平成18～19年度	光化学オキシダント（オゾン）広域濃度分布特性調査	平成15～17年度の光化学オキシダント等の観測データを用いて、各自治体の代表測定局間の比較を行いました。また、オキシダント生成原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の濃度調査を日韓同一日時に行い、特性を比較しました。
平成20～21年度	黄砂現象時の大気汚染物質特性および分布調査	黄砂飛来時に大気を採取し、その中に含まれる重金属などの成分量を分析しました。あわせて、大気常時監視データとの比較などを行い、日韓の分布特性を調査しました。
平成22～23年度	日韓8県市道環境シンポジウム	平成22年度は長崎県、平成23年度は大韓民国済州特別自治道で「地球環境問題に対する日韓の取組について」をメインテーマに、一般の方々への公開講座として、環境分野での行政や調査・研究機関の取り組み等を紹介する環境シンポジウムを開催しました。
平成24～25年度	微小粒子状物質（PM _{2.5} ）に関する広域分布特性調査	日韓8県市道が共同で微小粒子状物質（PM _{2.5} ）の成分分析を行い、発生源寄与の解析、時間データの解析、濃度分布などの比較検討及び高濃度事例を検討・解析・評価することで、今後の基礎資料とすることを目的として調査を行いました。
平成26～27年度	微小粒子状物質（PM _{2.5} ）に関する高濃度時期の広域分布特性調査	平成24～25年度に実施した「微小粒子状物質（PM _{2.5} ）に関する広域分布特性調査」の結果を踏まえ、PM _{2.5} の高濃度時期に集中して試料採取を行い、高濃度時の環境実態を調査しました。
平成28～29年度	大気中の揮発性有機化合物調査	ベンゼンなどの揮発性有機化合物（以下、VOC項目）は、それ自体の毒性に加え、SPMやPM _{2.5} などの微小粒子を二次的に生成する働きがあり、発生源や環境実態の把握は重要です。このことから、日韓が共同でVOC項目についての実態調査を行いました。
平成30～令和元年度	地下水の成分等調査	水環境施策の基礎資料とすることを目的に、日韓8県市道40地点の地下水のpH等の一般項目、イオン成分、重金属成分の分析、解析を行い、水質特徴の把握及び比較を行いました。

令和2～6 年度	日韓8県市道環境 政策・研究事例発 表会	日韓8県市道の先進的・有効的な環境分野の取組事例を8県市道で共有するとともに相互理解のより一層の促進を図るため、各県市道の行政・研究機関が、環境政策・研究事例等の取組みについて紹介を行う発表会を実施しました。
-------------	----------------------------	--

3 環境関連情報サイト

- ◆ 佐賀県の環境情報館

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00313865/index.html>

- ◆ 環境センター

<https://www.pref.saga.lg.jp/list00024.html>

<https://www.pref.saga.lg.jp/list02735.html>

- ◆ 佐賀県の大気環境（リアルタイム表示システム）

<https://www.saga-taiki.jp/pc/index.php>

第2節 危機管理体制の充実

1 光化学オキシダント

県内 12 局で光化学オキシダントの測定を実施しており、その結果をホームページや電話の音声案内にて公開しています。

ホームページ	https://saga-taiki.jp/ox/
音声案内（電話）	0952-32-3583（電話料金がかかります。）

光化学オキシダントの濃度が高くなったときに注意報等の発令を実施し、県ホームページ、関係機関、報道機関等を通して、周知を行うこととしています。

なお、令和6年度は、注意報等の発令はありませんでした。

※光化学オキシダントに係る注意報が発令された際には、次のことに御留意ください。

- ・外出を控えましょう。特に、屋外での激しい運動は避けてください。
- ・窓を閉めて、出来るだけ屋内で過ごしましょう。
- ・目やのどが痛くなったら、洗顔、洗眼及びうがいを行いましょう。また、症状が回復しないときやひどいときは、医師の診断を受けましょう。
- ・光化学オキシダントの原因物質（窒素酸化物）の排出を抑えるため、車の使用は控えましょう。

2 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

県内 12 局で微小粒子状物質（PM_{2.5}）の測定を実施しており、その結果をホームページや電話の音声案内にて公開しています。

ホームページ	https://saga-taiki.jp/pm25/
音声案内（電話）	0952-32-3583（電話料金がかかります。）

また、平成 25 年 3 月から、環境省が示した微小粒子状物質（PM_{2.5}）に関する注意喚起のための暫定的な指針に基づき、PM_{2.5} の濃度が 1 日平均値で 70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想されたときに、県ホームページ、関係機関、報道機関等を通して、注意喚起を行っています。

なお、令和6年度は、注意喚起の実施はありませんでした。

※注意喚起が実施された際には、次のことに御留意ください。

- ・不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らしましょう。
- ・屋内でも換気や窓の開閉を必要最小限にしましょう。

（呼吸器系や循環器系疾患がある方や、小児・高齢の方は、体調に応じてより慎重に行動しましょう。）

3 異常水質

一級河川では、毎年度、関係行政機関等をメンバーとして設立された各水系水質保全協議会において水質事故訓練等を実施しており、県の関係機関でも、各種会議等を通じて水質事故時の対応を再確認することで迅速な水質事故対応に努めています。

4 地下水汚染

令和6年度は、新たな地下水汚染は確認されませんでした。引き続き、関係機関と連携のもと、周辺井戸の緊急調査等を実施するなど対応を行います。

第3節 多様な環境保全の手法の活用

1 特定工場における公害防止組織の整備

産業公害の防止を図るには、各種の規制措置をとるとともに、事業者により工場内の有効適切な公害防止体制が確立されることが必要です。このため「特定工場の公害防止組織の整備に関する法律」により、特定工場の種類と規模に応じて、公害防止管理者等を選任し、企業内における公害防止体制を整備することが義務づけられています。

本県における公害防止管理者等の選任届出状況は表 2-6-2 のとおりです。

表 2-6-2 公害防止管理者等選任届出状況（令和7年3月末） 資料：有明海再生・環境課

区分 業種 (日本標準産業分類 の中分類による)	特定 工場 の数	公害 防止 統括 者	公害 防止 主任 管理者	公害防止管理者											
				大気関係公害 防止管理者				水質関係公害 防止管理者				※騒音 関係	粉じん 関係	※振動 関係	ダイオキ シン類
				第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種				
09 食料品製造業	9	8	1			1	6	1			5				
10 飲料・たばこ・飼料製造業	5	5			1		4		1		4				
11 繊維工業															
12 木材・木製品製造業	1	1					1								
13 家具・装備品製造業															
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	2	2	1			1	1	1			1				
15 出版・印刷・同関連業															
16 化学工業	5	5			1	1	1		2						
17 石油・石炭製品製造業	12	4				1	10		1						
18 プラスチック製品製造業	1	1							1						
19 ゴム製品製造業	1	1				1									
20 なめし革・同製品・毛皮製造業															
21 窯業・土石製品製造業	24	13			1	1			3				20		
22 鉄鋼業	4	4				1			2			1			1
23 非鉄金属製造業	2														2
24 金属製品製造業	19	17					1	2	16			7		5	
25 はん用機械器具製造業	1	1							1			1		1	
26 生産用機械器具製造業	3	2							1						
27 業務用機械器具製造業															
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	2	2							2						1
29 電気機械器具製造業	10	10				1	3	2	7			2		4	
30 情報通信機械器具製造業															
31 輸送用機械器具製造業	3	2					1		1			1			
32 その他の製造業															
33 電気業	4	4	1			4					1				
34 ガス業															
35 熱供給業															
合計	108	82	3	0	3	12	28	6	38	1	10	12	20	11	3

※騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場を除く。

表 2-6-3 公害防止管理者等選任基準

資料：有明海再生・環境課

施 設 の 区 分	公害防止管理者等の種類	資格者の種類
① 令第7条第1項第1号に掲げるばい煙発生施設(大気汚染防止法に規定する有害物質を発生するばい煙発生施設)で排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 以上の工場に設置されるもの	大気関係第1種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者
② 令第7条第1項第1号に掲げるばい煙発生施設(大気汚染防止法に規定する有害物質を発生するばい煙発生施設)で排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 未満の工場に設置されるもの	大気関係第2種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者又は 大気関係第2種有資格者
③ 令第7条第1項第2号に掲げるばい煙発生施設(いおう酸化物及びばいじんのみを発生するばい煙発生施設)で排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 以上の工場に設置されるもの	大気関係第3種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者又は 大気関係第3種有資格者
④ 令第7条第1項第2号に掲げるばい煙発生施設(いおう酸化物及びばいじんのみを発生するばい煙発生施設)で排出ガス量が1時間当たり1万m ³ 以上4万m ³ 未満の工場に設置されるもの	大気関係第4種 公害防止管理者	大気関係第1種有資格者、 大気関係第2種有資格者、 大気関係第3種有資格者又は 大気関係第4種有資格者
⑤ 令第7条第2項第1号に掲げる汚水等排出施設(水質汚濁防止法に規定する有害物質を排出する汚水等排出施設)で排出水量が1日当たり1万m ³ 以上の工場に設置されるもの	水質関係第1種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者
⑥ 令第7条第2項第1号に掲げる汚水等排出施設(水質汚濁防止法に規定する有害物質を排出する汚水等排出施設)で排出水量が1日当たり1万m ³ 未満の工場に設置されるもの	水質関係第2種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者又は 水質関係第2種有資格者
⑦ 令第7条第2項第2号に掲げる汚水等排出施設(BOD、SS等のいわゆる生活環境項目が問題となる汚水等排出施設)で排出水量が1日当たり1万m ³ 以上の工場に設置されるもの	水質関係第3種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者又は 水質関係第3種有資格者
⑧ 令第7条第2項第2号に掲げる汚水等排出施設(BOD、SS等のいわゆる生活環境項目が問題となる汚水等排出施設)で排出水量が1日当たり1万m ³ 未満の工場に設置されるもの	水質関係第4種 公害防止管理者	水質関係第1種有資格者、 水質関係第2種有資格者、 水質関係第3種有資格者又は 水質関係第4種有資格者
⑨ 騒音発生施設	騒音関係公害 防止管理者	騒音・振動関係有資格者 ※騒音関係有資格者
⑩ 特定粉じん発生施設	特定粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第1~4種有資格者又は 特定粉じん関係有資格者
⑪ 一般粉じん発生施設	一般粉じん関係 公害防止管理者	大気関係第1~4種有資格者又は 一般粉じん関係有資格者若しくは 特定粉じん関係有資格者
⑫ 振動発生施設	振動関係公害 防止管理者	騒音・振動関係有資格者 ※振動関係有資格者
⑬ ダイオキシン発生施設	ダイオキシン類関係 公害防止管理者	ダイオキシン関係有資格者
⑭ 排出ガス量が1時間あたり4万m ³ 以上であり、かつ排出水量が1日当たり1万m ³ 以上の特定施設を併置している工場	公害防止主任 管理者	公害防止主任管理者試験に合格した者、大気関係第1種又は第3種有資格者かつ水質関係第1種又は第3種有資格者又は主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者であって登録講習機関が行う講習の課程を修了したもの

2 事業者の環境対策に対する助成

事業者の環境対策を効果的に支援するため、融資・助成制度の充実や民間助成などの情報の積極的な提供に努めています。また、循環型社会の形成の推進に向けた取組については、産業廃棄物税の税収を活用した施策、助成を実施しています。

(1) 農林水産業者等に対する環境対応融資制度

第2部第5章第2節2(1)①に記載

(2) 中小企業者に対する融資

第2部第5章第2節2(1)②に記載

(3) 税制上の優遇措置

法令で定める公害防止用施設を設置した場合、固定資産税（償却資産）が軽減されます（地方税法附則第15条第2項）。

(4) 産業廃棄物税を活用した施策、助成

第2部第3章第2節1、2(1)①（食品ロス削減推進啓発イベントは除く）、③ii、(2)①、②、④、3(1)に記載

3 予防的・予見的手法の推進

(1) 環境影響評価制度の運用

環境影響評価は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たって、事前に事業者自らが、その事業に係る環境への影響について調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民や行政機関の意見を聴くなどの手続を行うことによって、環境保全について適正に配慮した事業計画を作り上げていくための制度です。

国においては、昭和59年に「環境影響評価実施要綱」が閣議決定され、これにより、国が実施し、又は免許等で関与する大規模な事業の実施に当たっては、統一的に環境影響評価が行われることとなりましたが、環境影響評価により一層の充実を図るため、平成9年6月に「環境影響評価法」が公布され、平成11年6月に施行されました。そして、平成23年4月には、法施行から10年を迎え、法の施行を通じて浮かび上がった課題や社会情勢の変化等に対応するため、法律の改正が行われました。

<環境影響評価法等の主な改正内容>

- ①方法書手続の充実（平成24年4月施行）
- ②環境影響評価図書のインターネット公表の義務化（平成24年4月施行）
- ③風力発電所を対象事業に追加（平成24年10月施行）
- ④計画段階配慮書手続及び事後調査報告書手続の創設（平成25年4月施行）
- ⑤太陽光発電所を対象事業に追加（令和元年7月施行）

また、本県では、平成9年3月制定の「佐賀県環境基本条例」に基づき、平成11年7月に「佐賀県環境影響評価条例」を公布、平成12年8月に施行しました。そして、平成25年3月には、法改正の趣旨を踏まえ、同条例の一部改正を行いました。

＜環境影響評価条例等の主な改正内容＞

- ①方法書手続の充実（平成26年4月施行）
- ②環境影響評価図書のインターネット公表の義務化（平成26年4月施行）
- ③風力発電所を対象事業に追加（平成26年4月施行）
- ④計画段階配慮書手続の創設（平成26年4月施行）

令和6年度までの過去5年間に手続きが行われた事業は、表2-6-4のとおりです。

表 2-6-4 環境影響評価の実施状況（過去5年間）

資料：有明海再生・環境課

年度	事業名	事業者	区分	手続状況
R2	佐賀県東部地域 次期ごみ処理施設整備事業	鳥栖・三養基西部環境施設組合	条例対象	準備書
	（仮称）DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業に係る計画段階環境配慮書	大和エネルギー株式会社	法対象	配慮書
	（仮称）佐賀県唐津市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書	アカシア・リニューアブルズ株式会社、大阪ガス株式会社	法対象	配慮書
R3	（仮称）佐賀県北部海域洋上風力発電事業計画段階環境配慮書	アカシア・リニューアブルズ株式会社、大阪ガス株式会社	法対象	配慮書
	（仮称）佐賀県における洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書	日本風力エネルギー株式会社	法対象	配慮書
	（仮称）佐賀県唐津市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書	株式会社レノバ	法対象	配慮書
	（仮称）唐津風力発電事業環境影響準備書	日本風力エネルギー株式会社	法対象	準備書
R4	（仮称）佐賀県唐津市沖における洋上風力発電事業	関西電力株式会社	法対象	配慮書
	（仮称）唐津沖洋上風力発電事業	唐津玄海洋上風力発電合同会社	法対象	配慮書
R5	佐賀空港滑走路延長事業	佐賀県	法対象	配慮書
R6	佐賀空港滑走路延長事業	佐賀県	法対象	方法書
	（仮称）加部島風力発電事業	西九州風力発電株式会社	条例対象	準備書

(2) 開発行為等に対する指導

最近の土地利用の状況を見ると、引き続き農地が減少する一方で、宅地、道路用地等の都市的土地利用が増加しています。

しかし、人口減少と少子高齢化の進展により、都市部においては、一部の利便性の高い地域を除き、既存市街地の空洞化、虫食い状に増加する低未利用地などによる土地利用効率の低下が懸念されます。また、農山漁村においては、人口減少による空き地、空き家の増加、担い手不足による耕作放棄地、荒廃森林がさらに増加することが懸念されます。

このような状況のなかで、より良い状況で県土を次世代に引き継ぐためには、人口減少局面における県土利用、自然環境と美しい景観の保全・再生・活用及びより災害に強い県土の構築といった課題があり、国土の利用に関する行政上の指針となる国土利用計画（全国計画）を基本として、佐賀県国土利用計画を策定しています。

また、市町に対しても、市町の土地利用の行政上の指針となる国土利用計画（市町村計画）の策定支援を行っています。

このほか、個別規制法（都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法）に基づく諸計画を総合的に調整するための基本となる佐賀県土地利用基本計画を策定し、県土の総合的かつ計画的な利用を推進しています。

(3) 公共事業における事業部門と環境部門との事前協議

① 佐賀県公共工事等自然環境保全対策事業

・事業目的

県が行う公共工事等における希少野生動植物への配慮を適切に行うため、事前に工事個所における希少野生動植物の生息等を点検、確認し、保護対策を適切に実施することを目的としています。

・事業概要

自然環境や地域の生態系の改変を伴う公共事業などにおいては、事前に事業区域におけるレッドデータブック（レッドリスト）掲載種を始めとする野生動植物の生息・生育状況や地域の生態系の状況を確認し、現地調査や専門家による助言などを踏まえ、適切な保全措置を検討した上で、事業が実施されるよう助言・指導を行っています。

令和6年度は動植物の専門家からなる「佐賀県自然環境保全対策検討会」を開催し、事業部局から協議のあった83件の事業について自然環境保全の見地から意見等を聴き、そのうち16件について現地調査や保全・保護対策に係る助言・指導を行いました。

今後も、事業部局から提出される改善計画書や報告書について、適宜フォローアップ調査を実施し、絶滅危惧種の動植物の保全・保護対策の効果等を確認する必要があります。（第2部第4章第1節4(1)に掲載）

4 環境問題による被害の救済措置の推進

(1) 公害苦情の状況

令和6年度に県及び市町機関が新規で受け付けた苦情は、前年度より115件多い510件でした。

これを公害の種類別に見ると、典型7公害以外189件(37.1%)と最も多く、次いで大気汚染が150件(29.4%)、水質汚濁が76件(14.9%)の順となっています。

公害苦情の受理機関別では、県の機関が27件、市町が483件となっています。

図2-6-1 公害苦情件数の推移（令和6年度）

資料：有明海再生・環境課

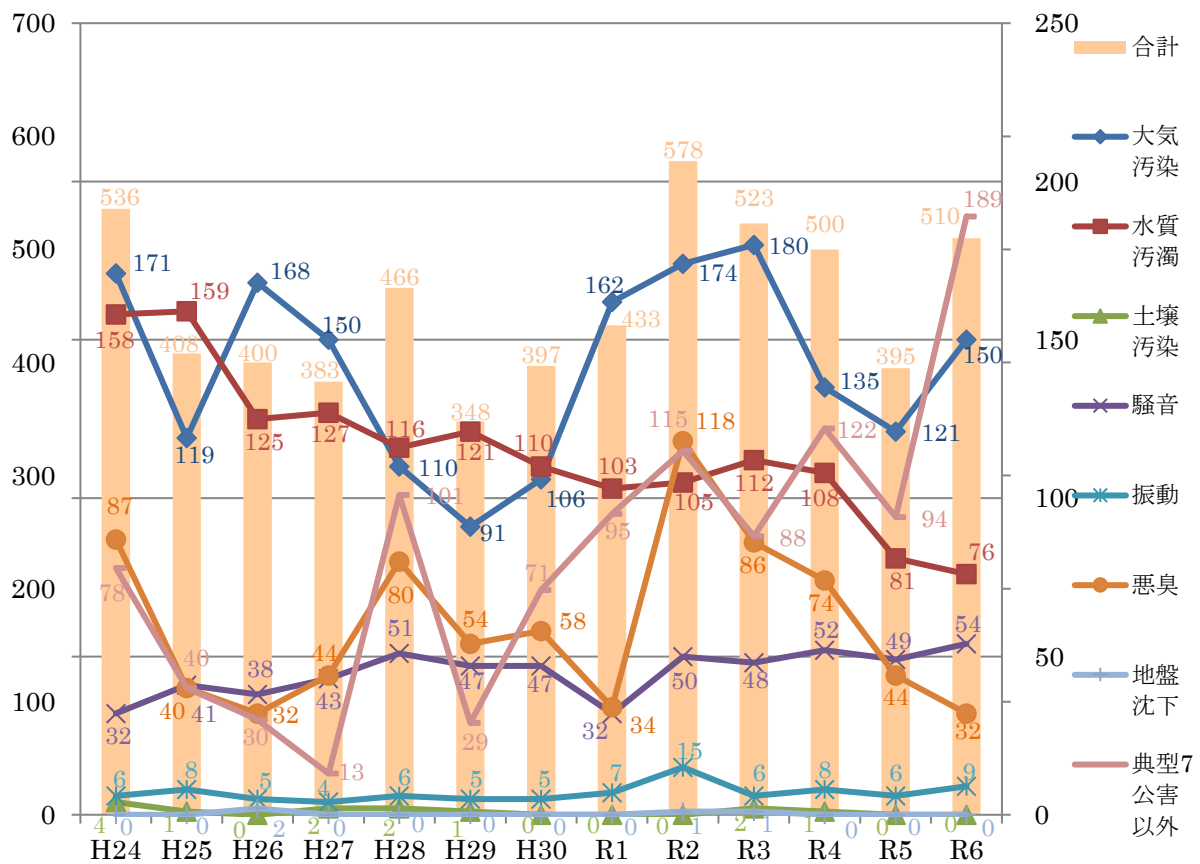


表 2-6-5 受付機関別公害苦情発生状況（令和 6 年度）

資料：有明海再生・環境課

	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
佐賀市	83	33	-	25	9	-	17	1	168
唐津市	-	-	-	5	-	-	2	-	7
鳥栖市	10	7	-	3	-	-	1	24	45
多久市	4	-	-	-	-	-	-	13	17
伊万里市	20	5	-	3	-	-	3	17	48
武雄市	9	5	-	4	-	-	3	14	35
鹿島市	-	-	-	-	-	-	-	-	0
小城市	12	2	-	12	-	-	3	109	138
嬉野市	-	-	-	-	-	-	-	-	0
神埼市	-	2	-	1	-	-	-	3	6
吉野ヶ里町	-	-	-	-	-	-	-	-	0
基山町	-	1	-	-	-	-	-	-	1
上峰町	-	-	-	-	-	-	-	-	0
みやき町	-	-	-	1	-	-	1	-	2
玄海町	-	-	-	-	-	-	-	-	0
有田町	-	1	-	-	-	-	-	-	1
大町町	-	-	-	-	-	-	-	-	0
江北町	1	4	-	-	-	-	-	-	5
白石町	1	2	-	-	-	-	2	5	10
太良町	-	-	-	-	-	-	-	-	0
市町計	140	62	-	54	9	-	32	186	483
県内各保健 福祉事務所	10	14	-	-	-	-	-	3	27
合 計	150	76	-	54	9	-	32	189	510

図 2-6-2 公害苦情の発生原因別構成比（令和 6 年度）

資料：有明海再生・環境課

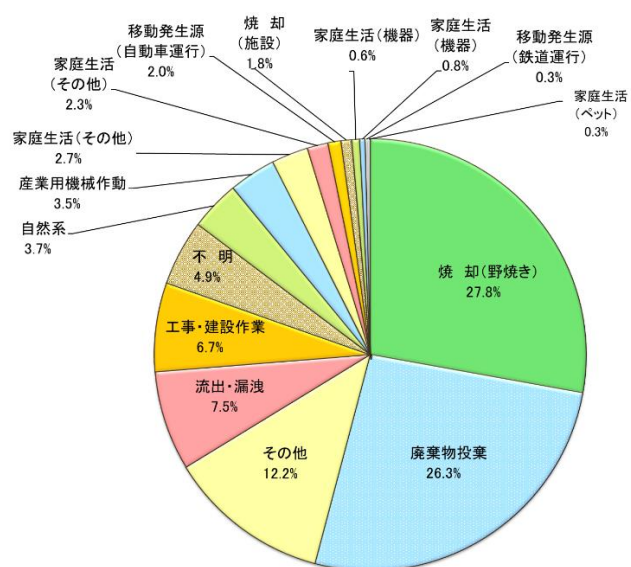


表 2-6-6 公害苦情の発生原因別苦情件数（令和 6 年度）

資料：有明海再生・環境課

公害の種類 主な発生原因	典型 7 公害							典型 7 公害以外 (別掲) 廃棄物投棄						計	合計		
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	低周波	振動	地盤沈下	悪臭	計	廃棄物投棄	その他	生活系	農業系			建設系	産業系
焼却(施設)	2	-	-	-	-	-	-	3	5	-	-	-	-	-	-	0	5
産業用機械作動	-	1	-	12	-	2	-	3	18	-	-	-	-	-	-	0	18
産業排水	-	6	-	-	-	-	-	2	8	-	-	-	-	-	1	0	8
流出・漏洩	-	36	-	-	-	-	-	2	38	-	-	-	-	-	-	0	38
工事・建設作業	5	1	-	20	-	7	-	-	33	1	-	-	-	1	-	1	34
飲食店営業	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	0	1
カラオケ	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	0	1
移動発生源(自動車運行)	-	2	-	2	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	0	4
移動発生源(鉄道運行)	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0
移動発生源(航空機運航)	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0
廃棄物投棄	-	-	-	-	-	-	-	1	1	131	2	120	2	1	8	133	134
家庭生活(機器)	-	-	-	3	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	0	3
家庭生活(ペット)	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	0	2
家庭生活(その他)	1	1	-	4	-	-	-	1	7	7	-	6	-	-	1	7	14
焼却(野焼き)	139	-	-	-	-	-	-	3	142	-	-	-	-	-	-	0	142
自然系	1	10	-	-	-	-	-	3	14	-	5	-	-	-	-	5	19
その他	1	5	-	8	1	-	-	7	21	1	40	1	-	-	-	41	62
不明	1	14	-	2	1	-	-	6	23	-	2	-	-	-	-	2	25
合計	150	76	0	54	2	9	0	32	321	140	49	127	2	2	10	189	510

表 2-6-7 公害苦情の発生源別苦情件数（令和 6 年度）

資料：有明海再生・環境課

公害の種類 主な発生源	典型 7 公害							典型 7 公害以外 (別掲) 廃棄物投棄						計	合計		
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	低周波	振動	地盤沈下	悪臭	計	廃棄物投棄	その他	生活系	農業系			建設系	産業系
○会社・事業所	45	24	-	40	1	9	-	15	133	8	5	1	2	1	5	13	146
農業、林業	4	-	-	2	-	-	-	-	6	2	-	-	2	-	-	2	8
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	-	2	-	1	-	-	-	1	4	-	-	-	-	-	-	0	4
建設業	16	2	-	16	-	7	-	1	42	1	1	-	-	1	-	2	44
製造業	5	7	-	3	-	-	-	3	18	1	1	-	-	-	1	2	20
電気・ガス・熱供給・水道業	-	1	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	0	2
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0
運輸業、郵便業	2	3	-	2	-	1	-	-	8	-	2	-	-	-	-	2	10
卸売業・小売業	1	1	-	4	-	-	-	1	7	-	-	-	-	-	-	0	7
金融業、保険業	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	0	1
不動産業、物品賃貸業	-	1	-	-	-	-	-	1	2	-	1	-	-	-	-	1	3
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	1	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	0	2
宿泊業、飲食サービス業	1	2	-	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	-	2	1	4
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	2	2	3
教育、学習支援業	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	0	1
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0
複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	0	0
サービス業(他に分類されないもの)	15	4	-	7	-	1	-	3	30	-	-	-	-	-	-	0	30
公務(他に分類されるものを除く)	1	-	-	1	-	-	-	-	2	1	-	1	-	-	-	1	3
分類不能の産業	-	1	-	1	1	-	-	2	4	-	-	-	-	-	-	0	4
○個人	92	21	-	9	-	-	-	8	130	87	40	86	-	-	1	127	257
○その他	2	11	-	2	-	-	-	-	15	5	4	5	-	-	-	9	24
○不明	11	20	-	3	1	-	-	9	43	40	-	35	-	1	4	40	83
合計	150	76	0	54	2	9	0	32	321	140	49	127	2	2	10	189	510

(2) 公害審査会の開催

公害紛争処理法に基づく公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会、都道府県に公害審査会等が設けられており、それぞれ管轄に従い、独立して公害紛争の処理に当たります。

○ 取り扱う紛争

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる「典型7公害」（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に関する民事上の紛争を取り扱います。

○ 制度の特色

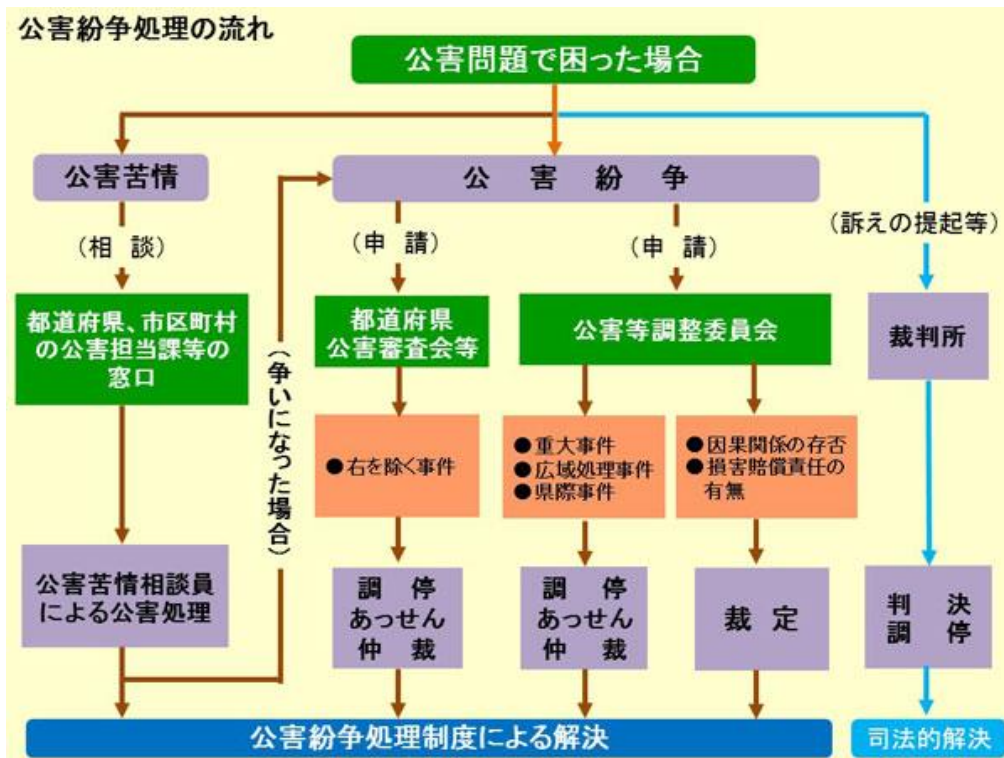
公害紛争処理機関の委員や事務局職員等の専門的知識や経験を活用するとともに、必要に応じて公害紛争処理機関による資料収集・調査を行い、柔軟な手続き等により公害紛争の迅速かつ実効的な解決を図ります。また、司法手続きと比べて、経済的負担の軽減が図られています。

○ 手続の種類

- ◆ **あっせん**： 当事者間における紛争の自主的解決を援助、促進する手続。3人以内のあっせん委員が行います。
- ◆ **調停**： 調停案の提示などにより、双方の互譲による合意に基づき紛争の解決を図る手続。3人の調停委員による調停委員会が行います。
- ◆ **仲裁**： 当事者双方が裁判を受ける権利を放棄し、紛争の解決を仲裁機関である仲裁委員会(3人の仲裁委員)にゆだね、紛争の解決を図る手続です。

図 2-6-3 公害紛争処理の流れ

資料：有明海再生・環境課



(3) 公害審査会の受付状況

本県では、平成5年度と平成8年度に1件、平成9年度に2件、平成26年度に1件、平成27年度に1件、令和元年度に1件、令和2年度に1件、令和6年度に1件の調停申請がなされています。

1 農林水産業

(1) 環境保全型・省資源型農水産業の取組拡大

① 環境保全型農業・省資源型農業の推進

環境保全型農業の取組拡大を推進するため、実証展示の設置や技術研修会の実施などにより、栽培技術の普及・定着に努めるとともに、環境保全型農業の取組に必要な機械・施設の整備に対して支援しました。

また、国の「環境保全型農業直接支払交付金」の活用により、化学肥料と化学合成農薬の5割以上低減とセットで行うカバークロップ（れんげ等）の作付けなど地球温暖化防止等に効果が高い取組高い取組（令和6年度取組面積147ha）を促進しました。

近年の重油価格の高騰を踏まえ、令和元年度から実施している県独自の「さが園芸生産888億円推進事業」等を活用して、施設園芸農家の脱石油・省石油型機械・装置等の整備を進めるとともに、施設園芸・茶を対象とした国のセーフティネット構築事業を実施することにより、燃油にできるだけ頼らない施設園芸への転換を図りました。

② 省資源型農業の実現に向けた検討

第2部第1章第3節（2）に掲載

③ 地域の有機物資源の活用促進

稲わら・麦わらの有効活用を図るため、県や農業団体で構成する「佐賀県稲わら・麦わら適正処理対策会議」において、新聞広告での麦わら利用の呼びかけ、共同乾燥調製施設等への看板・ステッカーの掲示や研修会での啓発に取り組み、稲わら・麦わらの有効活用に対する農業者の意識の高揚と有効活用法の普及などを行いました。その結果、令和6年産の麦わらの利用割合は88.9%（令和5年産：88.0%）、稲わらの利用割合は97.5%（令和4年産：97.2%）となりました。

④ 生産資材廃棄物の適正処理の推進

施設園芸等で使用された廃ビニールなどの農業生産資材廃棄物については、資源の有効活用を図る観点から、分別収集の徹底など、適正処理を推進しました。分別された廃棄物は再生処理され、建築土木資材等への再利用も進んでいます。

(2) 森林資源の循環利用の促進

佐賀県内の森林は、戦後植林されたスギやヒノキの人工林が多く、人工林率は67%と、全国で最も高くなっています。また、森林の齢級構成は、利用時期に達した10齢級以上(46年生以上)の森林が全体の8割を占めており、その利活用が求められています。

水源かん養機能や地球温暖化防止機能などの公益的機能を発揮し続けられるよう、森林資源の循環利用を推進します。

① 県産木材の生産拡大

県産木材の生産拡大を図るため、森林作業道の整備や高性能林業機械の整備などを推進しました。

表 2-6-8 間伐材搬出量の推移

(単位：立法メートル) 資料：林業課

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
間伐材の搬出量	30,955	23,050	23,366	24,386	21,824	20,730

② 県産木材の需要拡大

県産木材の需要拡大を図るため、県産木材を使用した新築の木造住宅やリフォーム、展示効果の高い施設の木質化、自治会公民館等の公共施設の木造化・内装木質化に対する支援に取り組むとともに、県産木材のイメージアップと多角的利用を図るため、家具・木製品等の利用開発への支援、木育活動への支援等を行いました。

また、県内で生産される製材品の生産コストの低減や安定供給を促進するため、製材工場の施設整備や乾燥木材の生産に対する支援に取り組んでいます。

さらには、木の良さやその利用の意義についての理解を醸成し、木材利用の促進を図るため、木とふれあうイベント「さかの木になるフェス」を開催しました。

佐賀県庁HP (しごとと産業 (農林水産業 (森林・林業))

https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00319733/index.html

よかウッドHP

<http://www.yoka-wood.jp/>

(3) 安全・安心な農水産物の生産・供給、地産地消の推進

① 安全・安心な農水産物の生産・供給

農薬の適正使用を推進するため、J Aの営農技術員、防除業者、直売所の代表者等を対象に、研修会（1回）を開催し、農薬及びその取り扱いに対する正しい知識の普及・啓発に努めました。

農薬の適正使用に対する指導の一環として、出荷前の農産物8種類、13件について農薬成分の有無を調べたところ、「ほうれんそう」1件から適用外農薬が検出されたため、流通を未然に食い止め、適正使用について指導を行いました。（第2部第2章第4節2(1)③参照）

安全・安心な県産畜産物を生産・供給していくため、動物用医薬品や飼料等の使用状況について農場への立入検査や使用履歴の確認等を実施し、適正な使用を確認しました。

米については、米トレーサビリティ法に基づく米穀等の譲受け、譲渡等に係る情報の記録や産地情報の伝達が適切に実施されるよう、国（九州農政局佐賀県拠点）と連携して巡回調査を実施するとともに、事業者には産地情報の伝達のための資材を配布しました。

牛肉については、生産情報の追跡・遡及ができるトレーサビリティ・システムが導入されています。

② 地産地消の推進

地元農産物の利用拡大や新鮮で安全安心な食材の提供が図られる地産地消を推進するために、関係機関・団体と連携しながら、生産者と消費者、農産物直売所、食品関連事業者、学校等の相互理解と連携を進め、県産農産物の利用促進に取り組みました。

また、地産地消の取組を拡大するため、

- 佐賀の農業や農産物、農村を応援してくださる個人や団体、企業などを「さが食・農・むらサポーター」として幅広く募集・登録し、農業・農村の情報発信、農村での交流事業を実施することにより、佐賀農業・農村のファンづくりの実施
- 県内で生産されている農林水産物や加工品、農産物直売所、県産農林水産物を購入できる店舗など、佐賀の農業・農村の魅力を消費者の方に知ってもらうため、ホームページ「さが農村ひろば」やFacebook、instagram、公式LINE等による情報発信
- 県内の農産物を取り扱う農林漁家レストランや農産加工施設の整備、加工品の商品化に向けた相談対応や試作開発などの支援
- 生産者が直接販売を行うマルシェ等のイベント「さが農村マルシェ in SAGAn BEAUTY WEEKEND2024」や「Farmers Table」への出店などに取り組みました。

2 第2次産業・第3次産業

(1) ものづくり企業への環境ビジネス支援

① 再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム (CIREn(セイレン))

産学官が連携して再生可能エネルギーの技術開発や市場開拓などを推進するため、県と佐賀大学との「再生可能エネルギー等イノベーション共創プラットフォーム、呼称 CIREn (セイレン)」を令和元年10月に設立しました。令和6年度末現在で、15の研究分科会を立ち上げています。「ものづくり研究分科会」においては、ものづくりに関する人材育成や、大学内の工作設備を活用したものづくり相談及び支援拠点化を行い、県内企業のものづくり産業の支援の場を提供しています。



【CIREn ロゴマーク】

そのほかに、佐賀大学との産学連携の拠点として、株式会社中山鉄工所が佐賀大学内に設置したラボラトリ (佐賀大 de ラボ) 内に、3Dプリンターを導入し、ものづくりに触れるきっかけや場所を提供しています。

CIREn (セイレン) HP

<https://ciren.jp/>

(2) 職業訓練による環境産業人材の育成

① 産業技術学院における職業訓練

産業技術学院で実施する学卒者・離転職者向けの職業訓練において、脱炭素社会における新たな技術に対応できる人材の育成を行っています。「自動車工学科」では、ハイブリッド自動車、電気自動車を活用したカリキュラムを導入し、これらの次世代自動車にも対応できる技術習得に取り組んでいます。



【自動車工学科訓練の様子】

また、「電気システム科」では、電気工事技術に加え、太陽光発電設備の設置技術などの習得にも取り組んでいます。

佐賀県立産業技術学院HP

<http://www.pref.saga.lg.jp/sangi/default.html>

(3) リサイクル等静脈産業の育成

廃棄物の排出抑制、循環的利用の促進につながるリサイクル産業への支援として

- ◆ 佐賀県認定リサイクル製品認定制度 第2部第3章第2節2(2)①に掲載
- ◆ リサイクル産業育成支援事業 第2部第3章第2節2(2)②iiに掲載

を行いました。

第5節 豊かで潤いのある地域づくり

1 緑化の推進とゆとり空間の創造

(1) 公園、緑地の整備、街路樹の植栽推進

第2部第1章第1節4(1)に掲載

(2) 暮らしに身近な道路の整備

県内には、歩道がない道路や歩道が狭い道路が多く残っており、誰もが安心・快適に移動できるように、今後も歩道の整備や歩行者等の交通安全対策を推進していく必要があります。

また、既設歩道などの段差でつまずくといった意見に対応し、歩きやすい環境を整備するため、段差のスロープ化など歩道の整備に取り組む必要があります。

県管理道路は、県民の日常生活や地域活動を行う上で身近な社会資本ですが、整備が必要な箇所が多く残っており、交通の安全性向上と円滑化、交通渋滞の緩和のため、暮らしに身近な道路の改良に着実に取り組んでいく必要があります。

そのため、通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所を重点的に整備するとともに、すべての利用者が安全で快適に通行できるよう、ユニバーサルデザインの視点も取り入れていきます。

また、県道の改良率^{※1}を向上させることで、道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組めます。

※1 県道の改良率

国道等との重用区間を除く供用中の県道延長（R6.4.1：1,271km）に対する改良済道路延長の割合。なお、改良済道路延長とは、通行車両が安全かつ円滑に利用できる車道幅員5.5m以上に改良された道路の延長。

2 佐賀らしい景観の保全と創造

多様で個性的なまちなみや田園風景など佐賀県らしい美しい景観を保全、創出し、県民が歴史的・文化的遺産や自然景観を大切にす意識及び景観を誇りに思う意識を育み、健やかで快適な生活環境を創造し、交流人口の拡大による地域活性化を実現していくため、『佐賀県美しい景観づくり基本計画』（平成19年3月策定、平成21年3月、平成25年3月、令和3年3月改訂）に基づき、景観づくりの推進施策に取り組んでいます。令和6年度に実施した事業は次のとおりです。

(1) 佐賀の美しい景観づくり事業

景観づくりに関する情報発信、情報交換、景観研修等の意識啓発に係る取組を行いました。

- 市町景観行政担当者研修会（R7.1.29 佐賀市）

(2) 22世紀に残す佐賀県遺産制度

地域のシンボルとなっている歴史的建造物や美しい景観を呈する地区を、次世代に継承するため、佐賀県遺産として顕彰し、保存・活用する取組に対し、支援を行いました。

- 新規認定1件（総計66件／10市8町）

新たに、建造物1件を佐賀県遺産に認定

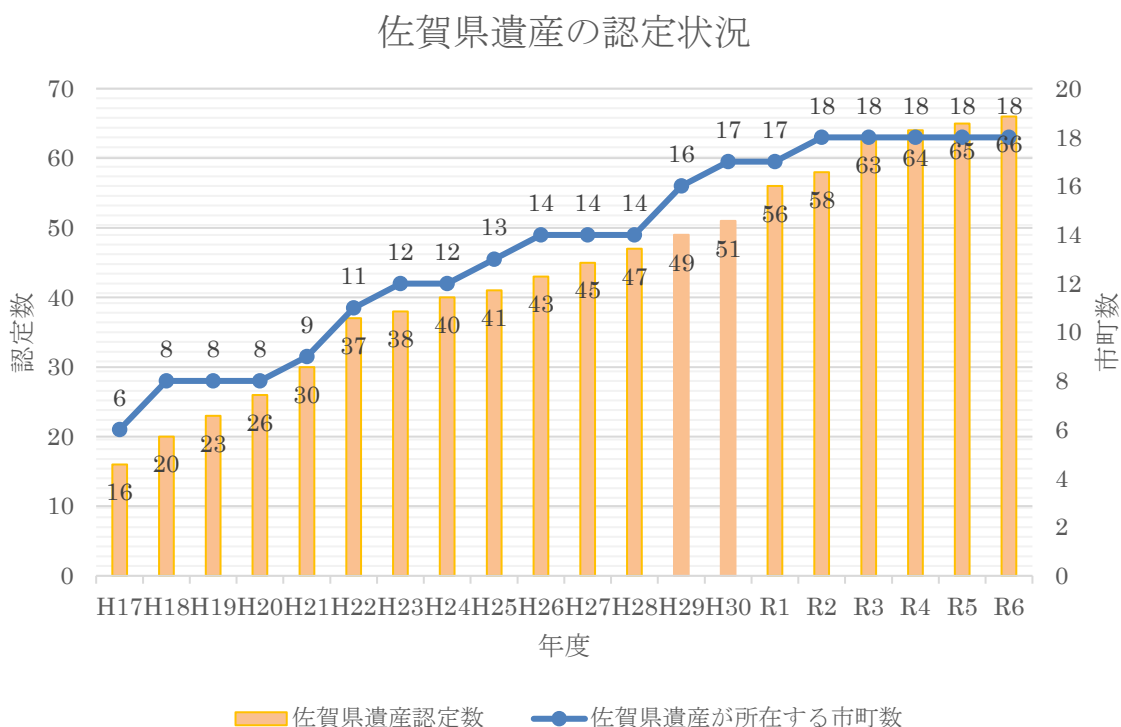
[建造物] ・CALALI(旧藤生家住宅兼薬問屋店舗)

- 佐賀県遺産制度の啓発

- ・佐賀県遺産バスツアー（R6.11～R6.12）
- ・佐賀県遺産カードラリー（R6.12～R7.5）
- ・佐賀県遺産紹介ラジオ（R6.10～R7.3）
- ・佐賀県遺産オープンデー（R6.11～R6.12）
- ・佐賀県遺産所有者交流会（R7.3）
- ・外国語版パンフレットの作成（R7.2～R.3）

図 2-6-4 「22 世紀に残す佐賀県遺産」認定状況

資料：まちづくり課



(3) 佐賀県公共事業景観形成指針

港湾、道路、河川、ダム等の公共施設は県土の骨格となるため、新しく整備される公共施設の整備にあたっては、地域の景観に対する配慮が求められています。

県自らが県土の景観形成に先導的な役割を果たすため、公共事業の実施における景観形成のための基本的な考え方を示した「佐賀県公共事業景観形成指針」（平成 21 年度策定）について公共事業担当者の理解を深めるために実務研修を開催しました。

また、景観に配慮した公共事業の実施を推進するため、公共事業における景観協議を実施しました。

- 公共事業担当者を対象とした景観形成の手法を学ぶ景観実務研修の開催
(R5. 10. 27)
- 公共事業における景観協議の実施
 - ・伊万里有田線道路整備事業
 - ・国道 208 号（佐賀道路）
 - ・国道 444 号（福富鹿島道路 I 期）
 - ・園部川第六砂防事業

(4) 棚田の景観を活かした農村づくりの推進

佐賀県の山間地には多くの棚田が分布しており、「日本の棚田百選」に 6 地区、「つなぐ棚田遺産」に 10 地区が認定されています。

棚田は、豊かな自然環境や水資源の涵養、洪水の防止など「多面的機能」を持っていま

す。しかし、過疎化や高齢化などによる耕作放棄地の増加とともに、棚田地域での営農活動が困難となり、その機能は失われつつあります。

そこで、棚田保全を目指す県内市町や棚田地域代表者からなる「さが棚田ネットワーク」を平成15年に設立しました。

「さが棚田ネットワーク」では、県内外への「佐賀の自然豊かな棚田」や「棚田を活かしたイベント」などの情報発信、棚田地域で活動する農村づくりリーダーを育成する研修会の開催に取り組んでいます。

また、県内の棚田保全活動に協力する企業などを募集し、棚田地域と企業などとの間を取り持ち「棚田ボランティアに関する協定」の締結に向けた支援を行っています。

- さが棚田ネットワーク全体会議の開催
- 棚田を活かす研修会の開催
- 棚田ボランティア協定（令和6年度25協定）

(5) 屋外広告物の規制・誘導

屋外広告物は景観の主要な構成要素となっていることから、良好な景観を保全していくために、屋外広告物条例に基づき一定のルールを設けています。

特に、2車線以上の国道または県道が交差し、信号機が設置されている交差点は「重要交差点」として屋外広告物の設置を制限しており、違反広告物に対する是正指導に重点的に取り組んでおります。

また、佐賀県屋外広告物ガイドラインの普及及び啓発を行い、景観に配慮した広告物への誘導を図っていきます。

3 歴史的・文化的遺産の保存と活用

本県は、全国的にも有名な吉野ヶ里遺跡、基肆（椽）城跡、名護屋城跡等の遺跡に加えて、虹の松原や九年庵といった名勝、商家町や産業に基づく歴史的町並みや文化的景観、有田町や伊万里市等に分布する窯跡など、多くの歴史的・文化的遺産を有しています。

今後も、歴史や文化を身近に感じ、地域への愛着や理解が深められるよう、これらの歴史的・文化的遺産の保全と磨き上げ、活用に努め、周辺環境との調和を図りながら、適切に保存・継承していくことが必要です。令和6年度に実施した事業は次のとおりです。

○文化財の保護

<http://www.pref.saga.lg.jp/list00647.html>

(1) 歴史的町並み等の建造物保存修理

- 事業名：
- ・有田町有田内山伝統的建造物群保存地区の保存修理事業・調査(防災計画策定)
 - ・鹿島市肥前浜宿伝統的建造物群保存地区の保存修理事業
 - ・嬉野市塩田津伝統的建造物群保存地区の保存修理事業
 - ・伝統的建造物群保存対策調査：唐津市呼子の町並み（唐津市）
 - ・重要文化財（建造物）保存修理事業：吉村家住宅（佐賀市）
 - ・重要文化財（建造物）防災設備整備事業：多久聖廟（多久市）
 - ・国登録有形文化財（建造物）美観向上整備事業：大隈重信記念館（佐賀市）
 - ・県重要文化財の保存事業：旧三菱合資会社唐津支店本館（調査・設計／唐津市）、旧唐津銀行（唐津市）、牛尾神社肥前鳥居（佐賀市）
- 効果：
- 有田町や鹿島市、嬉野市では、保存修理事業等によって歴史的町並み景観の回復と再生が進んでいます。保存修理や修景事業を実施した伝統的建造物の利活用も進んでおり、文化財を活かしたまちづくりや観光等の振興に寄与することができました。さらに、文化財保護に対する意識の向上や、観光客の増加、空き家対策への効果も期待できることから、地域振興の重要施策として歴史的町並みの保存と活用が認知され、その整備効果が周辺地域へ波及しています。また、唐津市呼子町の歴史的町並みについても、独自の歴史的景観の回復を目指す保存対策調査及び調査報告書が刊行され、文化財的価値の把握や保存対策の必要性が明らかになってきています。
- また、佐賀市の吉村家住宅では老朽化した茅葺屋根等の保存修理によって健全性の確保が進められており、大隈重信記念館では美観向上整備事業を活用して外壁改修工事を行い、文化財としての近代建築の磨き上げと公開活用施設として適切な管理と公開が進められています。旧三菱合資会社唐津支店本館でも修理と整備にむけた調査等が進められ、文化財の保護と継続的な維持管理、公開活用にむけた情報収集が進められています。
- 課題と対策：
- 文化財建造物の保存修理等を継続的に進めることで、適切な維持と景観の回復に取り組むとともに、文化財の特性に応じた耐震補強や防災対策を講じつつ公開活用を図っていく必要があります。関係する市町に対して計画的な事業実施と文化財の特性に応じた各種計画の策定を促していくこと、新たな文化財指定や選定、登録を進めることで地域に残る文化的資産の保存と継承を推進していきます。

(2) 史跡・名勝等の文化財の保存と整備

- 事業名：
- ・ 史跡の保存事業：吉野ヶ里遺跡（調査／神崎市・吉野ヶ里町）、三重津海軍所跡（設計／佐賀市）、東名遺跡（計画／佐賀市）、おつぼ山神籠石（整備／武雄市）、肥前陶器窯跡（整備／唐津市）、基肄(椽)城跡（設計／基山町）、円山古墳（環境整備／小城市）
 - ・ 史跡の災害復旧事業：名護屋城跡並陣跡（唐津市）
 - ・ 天然記念物の再生事業：嬉野の大チャノキ（嬉野市）、コウノトリ（白石町）
 - ・ 名勝の保存事業：九年庵（神崎市）
 - ・ 県史跡の保存事業：伊東玄朴旧宅（修理／神崎市）
 - ・ 市内・町内遺跡発掘調査等事業（12市町）
 - ・ 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業（佐賀市）

- 効果：
- 特別史跡である名護屋城跡並陣跡や吉野ヶ里遺跡については長期計画に基づく保存整備事業や調査を進めており、積極的に公開と活用を図ることで、多くの人たちが訪れるようになっていきます。

世界遺産の構成要素でもある三重津海軍所跡（佐賀市）では、屋外展示整備工事を実施し、東名遺跡（佐賀市）ではガイダンス施設実施設計を行いました。継続して地下水のモニタリングが行われデータの蓄積が行われています。

肥前陶器窯跡（唐津市）では、覆屋建設工事と公開展示にむけた展示実施設計を行い、おつぼ山神籠石（武雄市）では園路や展望広場の整備が行われ、継続的に整備が実施されています。

平成30年7月の豪雨で大きな被害を受けた基肄(椽)城跡（基山町）では災害復旧事業が終了し、保存整備にむけた基本設計を行いました。

また、県史跡の円山古墳（小城市）では遺跡を覆い繁茂した樹木の伐採を行い古墳の適切な保護に努めました。

嬉野の大チャノキ（嬉野市）では、樹勢のモニタリングを継続するとともに昨年度に続き樹勢回復工事が実施されました。また、白石町ではコウノトリの繁殖活動が確認されたため、モニタリングや営巣環境を維持するための事業等を行いました。

また、県内12市町が国庫補助事業を活用して発掘調査を実施し、佐賀市が地域の特色ある埋蔵文化財活用事業を実施して、体験学習、講座、企画展等の情報発信を行いました。

このように、かけがえのない文化財を保護するための保存修理や復旧、環境整備、文化財の公開や活用につながる整備が推進されました。

- 課題と対策： 保存修理や復旧後、十分に公開や活用等が図られていない文化財もあるため、関係する市町に対して個別の保存活用計画や整備計画の策定、文化財の実情に応じた計画の見直しを働きかけ、効果的な保存整備事業の実施と公開活用を推進するとともに、新たな文化財指定や登録を進めることで地域に残る文化的資産の保存と継承を図るよう推進していきます。

(3) 博物館の充実

- 事業内容： 県立文化施設における特別企画展等の開催
(県立博物館・美術館)
 - ・防災の心得ー守られてきた今・守りたい未来ー
 - ・さがヲほるー佐賀県発掘成果速報展 2024ー
 - ・有明海をめぐる交流史
 - ・ジパングー平成を駆け抜けた現代アーティストたちー
 - ・桃山三都ー京・大坂と肥前名護屋ー(九州陶磁文化館)
 - ・赤戯幸コレクションー初期伊万里・初期色絵・初期鍋島の精華ー
 - ・瀬川竹生コレクション寄贈記念・特別企画展 江戸大皿百物語ー躍動する青の世界ー(名護屋城博物館)
 - ・黄金と草庵ー秀吉の茶室に挑むー(佐賀城本丸歴史館)
 - ・没後 150 年特別展「江藤新平ー日本の礎を築いた若き稀才の真に迫るー」
 - ・佐賀藩の四季ー式典・祭祀・年中行事ー
- 効果： 特別企画展等の開催を通じて、地域の歴史や文化に対する県民の関心を高めるとともに、郷土に対する誇りの醸成を図ることができました。

○佐賀ミュージアムズ（佐賀県内の博物館・美術館ホームページ）

<https://saga-museum.jp/>

4 空き家対策

近年、空き家は増加傾向にあり、管理不十分な場合は、倒壊の危険や治安、景観などの生活環境悪化の原因となります。このため、県は、県内の空き家対策が円滑に推進されるよう、市町に対して空き家対策に関する情報の提供や、県、市町及び弁護士、宅地建物取引業者や建築士等の専門家を交えた空き家対策連絡会議の開催、市町相互間の連絡調整等を行っています。

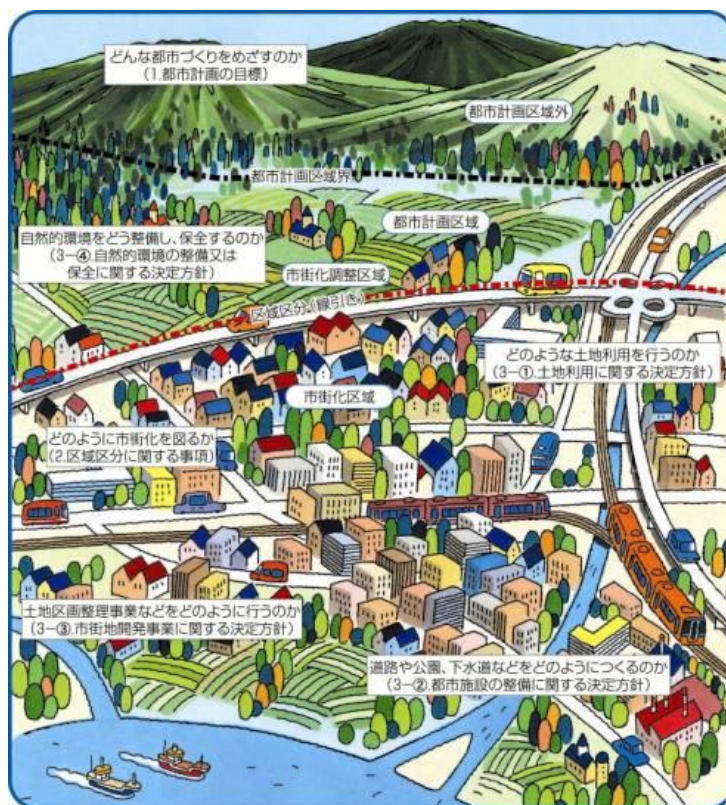
今後もこのような取組みを継続し、市町に対して、必要な情報提供や技術的な助言を行っていきます。

第6節 環境負荷低減に向けた生活圈・交通体系づくり

1 都市計画区域の指定及び都市計画区域マスタープランの策定

人口減少・超高齢社会を迎えるにあたって、これまでの拡大成長を前提としたまちづくりから、既存の社会資本のストックを有効に活用しつつ都市機能を集約したコンパクトなまちづくりへと転換する必要があります。

このため、県では広域的かつ長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、都市計画区域（当該区域を一体の都市として、総合的に整備、開発保全しようとする区域）における都市計画の基本的な方向性を示す「都市計画区域マスタープラン」の策定及び見直しを行っています。また、コンパクトなまちづくりを推進していくために市町が策定する立地適正化計画の策定を支援していきます。



○ 都市計画区域の拡大及び都市計画区域マスタープランの策定状況

概ね5年ごとに実施している都市計画基礎調査の結果を踏まえて、市町の総合計画や都市計画市町村マスタープランとの調整を図りながら、必要に応じて都市計画区域マスタープランの見直しを行い、適宜都市計画区域の拡大等の検討を行っています。

【都市計画区域マスタープランの策定状況】

平成 22 年度：佐賀市、小城市
 平成 23 年度：唐津市、武雄市、みやき町
 平成 26 年度：神崎市
 令和 3 年度：多久市、伊万里市、鹿島市
 令和 5 年度：武雄市

【都市計画区域再編手続き実施の状況】

平成 22 年度：佐賀市、小城市
 平成 23 年度：唐津市、武雄市、みやき町
 平成 26 年度：神崎市

表 2-6-9 都市計画区域現況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

資料：まちづくり課

令和7年3月31日

都市計画 区域名	市町名	行政区域(※1)		都市計画区域			人口集中地区(DID)(※2)		都市計画区域の 当初指定年月日	都市計画区域の 最終指定年月日
		面積(ha)	人口(千人)	面積(ha)	人口(千人)	適用区域	面積(ha)	人口(千人)		
佐賀	佐賀市	43,182	233.3	22,085	221.7	市の一部	2,837	139.1	昭和3年9月6日	平成22年10月1日
唐津	唐津市	48,760	117.4	19,353	95.2	市の一部	1,300	42.1	昭和9年4月5日	平成24年3月30日
鳥栖基山	鳥栖市	7,172	74.2	7,172	74.4	市の全域	1,228	50.4	昭和10年6月12日	昭和48年11月21日
	基山町	2,215	17.3	2,215	17.5	町の全域	170	7.9	昭和44年5月20日	
	小計	9,387	91.5	9,387	91.9		1,398	58.3		
多久	多久市	9,656	18.3	4,277	15.8	市の一部			昭和24年3月26日	昭和47年8月11日
伊万里	伊万里市	25,525	52.6	11,199	42.7	市の一部	314	12.8	昭和11年8月28日	昭和55年4月1日
武雄	武雄市	19,540	47.9	8,825	39.1	市の一部	187	7.4	昭和12年10月1日	平成24年3月30日
鹿島	鹿島市	11,212	27.9	2,420	23.8	市の一部	293	9.6	昭和11年8月28日	平成13年4月25日
小城	小城市	9,581	44.0	9,581	44.5	市の全域	171	6.8	昭和25年9月12日	平成22年10月1日
嬉野	嬉野市	12,641	25.8	4,568	14.3	市の一部			昭和11年8月28日	昭和47年8月11日
神埼	神崎市	12,513	31.0	6,408	29.4	市の一部	160	6.9	昭和29年10月2日	平成26年5月1日
佐賀東部	吉野ヶ里町	4,399	16.3	2,285	15.8	町の一部			昭和18年2月24日	平成15年1月29日
	上峰町	1,280	9.3	1,220	9.8	町の一部			昭和53年3月1日	
	小計	5,679	25.6	3,505	25.6					
みやき	みやき町	5,192	25.5	4,167	25.5	町の一部			昭和61年3月31日	平成24年3月30日
有田	有田町	6,585	19.0	6,585	19.0	町の全域			昭和22年12月26日	昭和29年4月1日
白石	白石町	9,956	22.1	2,448	7.2	町の一部			昭和31年7月12日	昭和31年7月12日
合 計		(244,067)	(811.4)	114,808	695.7	-	(6,661)	(283)	-	-
		229,409	781.9				6,660	283		

(※1) 行政区域の人口は令和2年10月1日国勢調査による。
 (※2) 人口集中地区(DID)の面積及び人口は令和2年10月1日国勢調査による。
 (※) 合計上段()は、県全体を示します。

2 交通基盤整備

(1) 広域幹線道路ネットワークの整備促進

小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県において、道路は県民の暮らしに最も身近な社会資本として、日常生活や地域活動を支えています。

特に自動車での利用については、令和 7 年 3 月末現在の人口 1,000 人当たり自動車保有

台数は871.7台（1世帯当たりの自動車保有台数1.99台）と、全国平均の665.2台（同1.35台）を大きく上回っており、県民の生活や産業などにおいて自動車は重要な移動手段となっています。

移動において環境負荷が低減されるよう、広域幹線道路ネットワークの整備により渋滞緩和など交通の円滑化を図っていきます。

○ 取組方針

有明海沿岸道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて取り組んでいきます。

特に、九州佐賀国際空港や佐賀県医療センター好生館へのアクセス強化を図るため、有明海沿岸道路と佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」を重点的に整備します。

広域幹線道路を補完する幹線道路及びインターチェンジへのアクセス道路の整備については、広域幹線道路ネットワークとの関連性、事業効果や緊急性を考慮しながら整備を進めます。

[主な具体的取組]

- ・有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号の重点的な整備促進
- ・有明海沿岸道路と佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」の重点的な整備促進
- ・広域幹線道路を補完する幹線道路*及びインターチェンジへのアクセス道路の整備促進

※直轄国道（3号、34号、35号、202号、203号等）

表 2-6-10 主な広域幹線道路等整備の供用実績

資料：道路課

年 度	実績				
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
供用 区間		[有明海沿岸道路・ 佐賀福富道路] ・芦刈南IC～ 福富IC	[有明海沿岸道路・ 大川佐賀道路] ・大野島IC～ 諸富IC	[小郡鳥栖南SIC アクセス道路] ・鳥栖朝倉線	[有明海沿岸道路・大川佐賀道路 (仮称)東与賀ICアクセス道路] ・東与賀佐賀線

(2) 身近な交通手段の確保(公共交通機関の利便性向上・地域交通の見直し)

第1章第1節に同じ

(3) 自転車歩行者道の整備

自転車は、通勤・通学・買い物など手軽な交通手段として様々な目的で多くの人々に利用されています。近年では、環境負荷の少ない乗り物として見直され、地球温暖化防止に寄与、また、健康増進の観点からも、そのニーズは増加傾向にあります。



その一方で、全国における自転車の関係する事故件数は、約7万件(R6)と減少傾向にはあるものの、事故全体の約2割を占めているほか、県内においても、自転車に関係する事故件数が307件(R6)で人身事故全体の約1割を占めています。

佐賀県内で、将来的な自転車通行空間の整備についてネットワーク計画を策定している自治体は佐賀市の1市のみであり、計画の策定が進んでいない状況です。

県内自治体の自転車ネットワーク計画策定が進んでいないこともあり、佐賀県の自転車通行空間のうち、歩行者と自転車が分離された自転車通行空間の整備済み延長は約2kmと少なく、歩行者と自転車が混在する自転車通行空間がほぼ全てを占める状況です。

今後は、既に整備されている大規模自転車道「一般県道佐賀環状自転車道線」等の公共施設を活用し、通勤や通学、観光等で利用しやすい自転車通行空間を創出します。

3 環境負荷低減に向けた住環境対策

県内の住宅数は世帯数を上回るなど量的には充足していますが、住宅の質の面では、省エネ化が図られていない住宅が約72%（令和5年住宅・土地統計調査）存在するなど、未だ不十分な状況にあります。今後は、低炭素社会、循環型社会の実現など社会的な要請にも応え、省エネ化の推進など住宅の質の向上を図るとともに適正な維持・管理により長寿命化を図ることが重要です。

(1) 住宅リフォームの環境づくり

住宅の省エネルギー化を促進するために、必要な情報を的確に届け、関心を高めるとともに、安心して相談でき、工事を依頼することができる建築士や住宅関連事業者の担い手づくりに取り組んでいます。

○住まいの簡単チェックリストの配布

自宅の省エネ性能について、誰でも簡単に診断ができるチェックリストの配布を行っています。

(2) 生活排水処理施設の整備

生活排水処理施設の整備については、第2部第2章第2節1(2)④に記載しています。

(3) 学校施設整備における環境配慮の推進

① 幼稚園等における環境に配慮した施設整備の推進

県や市町では、文部科学省が実施している施設整備交付金を活用し、事業者が幼稚園等の施設を整備する際に必要な経費を（太陽光発電設備の整備等、資源の有効活用に繋がる設備整備を行った場合にも）補助できる制度があります。

表 2-6-12 資源の有効活用等に係る施設整備への補助制度（令和6年度）

資料：こども未来課

補助金名	対象施設	補助対象	補助率
私立学校施設整備費補助金	私立幼稚園	太陽光発電導入、建物の緑化推進、内装の木質化等の工事	1/2 以内

【環境に配慮した施設整備の実績】

令和6年度：なし

② 高等学校等における環境に配慮した施設整備の推進

環境に配慮した学校施設整備の推進を図るため、学校法人が設置する高等学校等において、環境に配慮した設備（太陽光発電、省エネ型空調設備、高効率型照明器具等）を導入するために行う改造工事等を実施する場合に、補助金を交付しています。

【令和6年度実績 3件 5,792千円】

第 7 節 広域的取組（共同調査研究など）

1 国際的連携の推進

日韓海峡沿岸環境技術交流事業

日韓海峡沿岸環境技術交流事業については、第 2 部第 6 章第 1 節 2 に記載しています。

2 諸外国の活動への協力

(1) JICA ボランティア支援事業

佐賀県ホームページにて、佐賀県 JICA デスクのホームページを案内し、広く県民の国際協力への理解や関心を高め、ひいては、協力隊等ボランティアへの参加の促進を図りました。

(2) 国際協力理解講座（地球発見隊事業）

佐賀県国際交流協会が県の補助事業として実施する出前講座の一つとして、JICA や CSO（市民社会組織）などの国際交流・国際協力活動を推進している関係機関から海外経験豊富な人材を県内の学校や地域の団体等に講師として招聘・派遣することで、県民の方々の海外への興味や国際交流・国際協力への関心を高めるとともに、ボランティア活動への喚起を目的として実施しました。

令和 6 年度

- ・派遣回数： 8 回
- ・参加者数： 439 名

○佐賀県 JICA デスクのホームページのご紹介

<https://www.pref.saga.lg.jp/list00662.html>